

豊川市平和公園（仮称）整備検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 平和公園（仮称）の整備に向けた基本構想（案）を策定するため、豊川市平和公園（仮称）整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、平和公園（仮称）の基本設計に向けた整備方針を定めるために、基本構想（案）の策定を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から基本構想（案）を策定した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。